

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	オリックス・ファンリ ティーズ株式会社 東京都港区芝公園2-4-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	182,299,498	賃料 131,298,792円 ほか	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。		5
事務所清掃	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	オリックス・ファンリ ティーズ株式会社 東京都港区芝公園2-4-1	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	11,082,960	11,082,960	100.00%	-	契約相手方が、賃貸人と締結した契約書等に基づき、共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		5
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,352,000	2,352,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,520,000	2,520,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,760,000	2,760,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	有限会社オオスミ ランニング 静岡県浜松市東区西 塚町311	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,560,000	1,560,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,680,000	1,680,000	100.00%	-	人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
機構本体格付の付与に係る年間手数料	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月5日	ムーディー・ジャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1	会計規程第25条第1項 証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要となるため、金融機関が選定した同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機能している契約形態で、相手方との契約により実際に生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要であることから、金融機関が選定した同社との随意契約によらざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市千種区新栄3-20-16	平成22年10月6日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,820,000	1,820,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年10月7日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	12,600,000	12,600,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成22年11月1日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,566,800	1,566,800	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年11月4日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	14,280,000	14,280,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年11月11日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,666,000	1,666,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年11月24日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約したものである。	2,760,000	2,760,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 伯耆逸夫 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成22年11月26日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,295,000	1,295,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成22年11月30日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,142,400	1,142,400	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年12月2日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	12,145,000	12,145,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年12月2日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋千種区新栄3-20-16	平成22年12月7日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,820,000	1,820,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年12月8日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,592,000	2,592,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年12月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,337,000	1,337,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 小柳賛平 広島県広島市中区基町8-3	平成22年12月13日	広島法務局 広島県広島市中区上八丁堀6-30	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,260,000	1,260,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1

- 〔記載要領〕
1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成23年3月末時点の情報に基づき作成。